

3. 事業の変更に伴う環境影響評価書の予測・評価内容の見直しについて

評価書における予測・評価項目は、大気汚染、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染、陸上動物・水生生物、日影、電波障害、景観、史跡・文化財の10項目であり、工事の施行中における予測・評価項目は、大気汚染、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染、陸上動物・水生生物、電波障害の7項目である。

今回の変更は、工事期間及び完成予定年度の変更であり、工事の施行中の予測条件が変わるおそれのある項目はないため、表3-1のとおり、予測・評価の見直しは行わない。

なお、工事の完了後については、供用時における道路構造及び計画交通量に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。

表3-1(1) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価項目		見直しの必要性	理由	
大気汚染	工事の施行中	工事用車両の走行による大気質への影響	無	事業計画における環状2号線の工事期間及び完成予定年度に変更が生じるが、工事用車両台数が最大であった平成17年に事後調査を実施済みであるほか、工事期間の延長に伴い、今後の工事における工事用車両台数は平準化されるため、工事用車両台数が最大となる時期に変更はない。このことから、予測・評価の見直しは行わない。
		建設機械の稼働による大気質への影響	無	事業計画における環状2号線の工事期間及び完成予定年度に変更が生じるが、各路線において建設機械の稼働に伴う影響が最大であった時点で事後調査を実施済みであるほか、工事期間の延長に伴い、今後の工事における建設機械の稼働台数は平準化されるため、建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時期に変更はない。このことから、予測・評価の見直しは行わない。
騒音	工事の施行中	工事用車両の走行による騒音	無	事業計画における環状2号線の工事期間及び完成予定年度に変更が生じるが、工事用車両台数が最大であった平成17年に事後調査を実施済みであるほか、工事期間の延長に伴い、今後の工事における工事用車両台数は平準化されるため、工事用車両台数が最大となる時期に変更はない。このことから、予測・評価の見直しは行わない。
		建設機械の稼働による騒音	無	事業計画における環状2号線の工事期間及び完成予定年度に変更が生じるが、各路線において建設機械の稼働に伴う影響が最大であった時点で事後調査を実施済みであるほか、工事期間の延長に伴い、今後の工事における建設機械の稼働台数は平準化されるため、建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時期に変更はない。このことから、予測・評価の見直しは行わない。
振動	工事の施行中	工事用車両の走行による振動	無	事業計画における環状2号線の工事期間及び完成予定年度に変更が生じるが、工事用車両台数が最大であった平成17年に事後調査を実施済みであるほか、工事期間の延長に伴い、今後の工事における工事用車両台数は平準化されるため、工事用車両台数が最大となる時期に変更はない。このことから、予測・評価の見直しは行わない。
		建設機械の稼働による振動	無	事業計画における環状2号線の工事期間及び完成予定年度に変更が生じるが、各路線において建設機械の稼働に伴う影響が最大であった時点で事後調査を実施済みであるほか、工事期間の延長に伴い、今後の工事における建設機械の稼働台数は平準化されるため、建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時期に変更はない。このことから、予測・評価の見直しは行わない。

表 3-1(1) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価項目			見直しの 必要性	理 由
水質汚濁	工事の 施行中	工事による濁り の影響	無	事業計画における環状2号線の工事期間及び完成予定年度に変更が生じるが、水質汚濁の影響が最大であった平成19年に事後調査を実施済みであるほか、今後水質汚濁が発生する工事はな いため、予測・評価の見直しを行わない。
土壌汚染	工事の 施行中	工事による土壌 への影響	無	事業計画における環状2号線の工事期間及び完成予定年度に変更が生じるが、施工方法及び施工内容に変更はないため、予測・ 評価の見直しを行わない。
陸上動物	工事の 施行中	工事による陸上 動物への影響	無	事業計画における環状2号線の工事期間及び完成予定年度に変更が生じるが、施工方法及び施工内容に変更はないため、予測・ 評価の見直しを行わない。
水生生物	工事の 施行中	工事による水生 生物への影響	無	事業計画における環状2号線の工事期間及び完成予定年度に変更が生じるが、水生生物への影響が最大であった平成19年 に事後調査を実施済みであるほか、今後水生生物への影響が発生する工事はな いため、予測・評価の見直しを行わない。
電波障害	工事の 施行中	工事による電波 状況への影響	無	事業計画における環状2号線の工事期間及び完成予定年度を変更するが、電波状況への影響に変化はないため、予測・評価 の見直しを行わない。

4. 事後調査計画の変更

事後調査計画の主な変更点及び変更理由は、表 4-1 に示すとおりである。

工事工程の変更後、変更前の事後調査項目及び報告書提出時期は、表 3-2 に示すとおりである。

表 4-1 事後調査計画の主な変更点及び変更理由

変更項目	変更点	変更理由
工事の施行中 その8	工事の施行中その8の追加	環境保全の措置及び土壌汚染の運搬状況につ いての報告を、工事の完了時期に合わせて行 う必要があるため。

